

大和市立学校スポーツ施設開放について

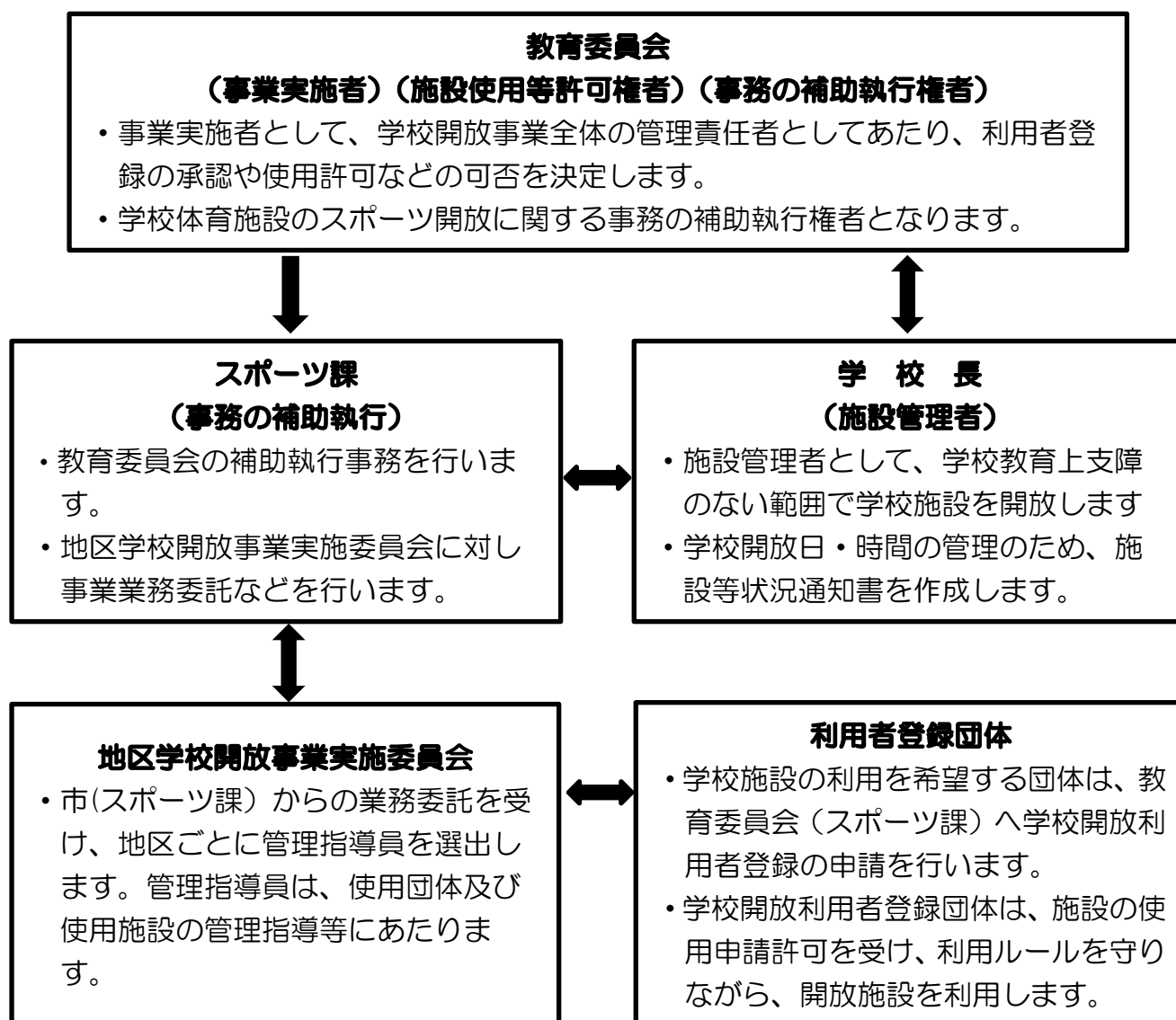
1. 趣 旨

地区学校開放事業(以下「学校開放事業」という)は、身近な地域の公立小中学校運動施設を学校教育や部活動に支障のない範囲内において、スポーツ及びその他これに類する活動の場として地域団体に開放することで、市民の健康、体力づくり、生涯スポーツ、文化生活の維持促進に寄与し、社会体育の振興を図るものです。

本市では、市内を11地区に分け、当該事業を実施しており、その事業運営は、下記の関連組織による連絡調整のもと行われています。

なお、スポーツ施設の利用手続きについては、P.4以降の「地区学校開放事業実施要領」をご確認ください。

2. 学校開放事業の関連組織



3. 対象施設（使用ができる運動施設）

運動施設	対象校
体育館	全ての小学校及び中学校
武道場	光丘中学校、渋谷中学校、つきみ野中学校、下福田中学校
校庭	全ての小学校及び中学校
校庭夜間照明設備	北大和小学校、大和小学校、渋谷中学校

4. 対象となる活動

学校開放事業において、対象となる活動は、主に次のようなスポーツに関する活動、又はその他これに類する活動で、各学校が許可するスポーツ種目となります。（地区学校開放事業実施要領 別表第2「各学校別学校開放使用種目」参照）

- **球 技**

（野球、ソフトボール、サッカー、バレーボール、バスケットボール、バトミントン、卓球、その他の球技）

- **だれでも気軽にできる軽スポーツ**

（ディスクゴルフ、インディアカ、バウンドテニス、ファジーテニス、グラウンド・スナックゴルフ、ペタンク、チックボール、シャッフルボード、ソフト・ファジーバレーボール）

- **その他のスポーツ**

（柔道、剣道、空手、体操・新体操、ダンスほか）

- **その他の活動**

（地域行事等、子供会活動、青少年指導員や体育指導員活動、その他の活動）

5. 使用可能日（開放日）及び使用時間（開放時間）

開 放 日		開放時間	
		校 庭	体育館・武道場
大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成13年大和市教育委員会規則第4号）第3条に規定する休業日（以下「休業日」という。）		9時から17時まで。 ただし、北大和小学校・大和小学校及び渋谷中学校については、9時から21時まで。	9時から21時まで。 ただし、渋谷中学校の武道場については、10時から21時まで。
休業日を除く	小学校	北大和小学校及び大和小学校に限り、19時から21時までの間使用することができる。	18時から21時まで。
	中学校	渋谷中学校に限り、19時から21時までの間使用することができる。	19時から21時まで。

※開放日は年未年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く土曜・日曜・祝日及び平日夜間(体育館・武道場のみ)で、学校長が学校教育上支障がないと認める日としています。

※中学校の校庭は、部活動で使用するため、原則、開放不可となります。

地区学校開放事業実施要領

(校庭夜間照明設備利用については、別に定めます。)

1. 目的

この要領は、地区学校開放事業を実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 利用者登録の申請等

(1) 利用者登録

利用者登録は、10人以上の者で、構成員における市内に在住、在学、又は在勤する割合が2分の1以上の要件を満たした以下①～⑤の団体であることが条件です。団体として組織されていない個人での使用はできません。

- ① 社会教育関係団体(社会教育法第10条に該当する団体)
- ② 民間団体(事業所)
- ③ 公共団体または公共的団体
- ④ 社会福祉団体
- ⑤ その他、地区実施委員会が認めた団体

(2) 申請手続き

あらかじめ使用を希望する学校が所在する地区実施委員会(又は地区実施委員会を經由してスポーツ課)へ「学校開放利用者登録申請書」に「学校開放利用者登録 団体構成員名簿」を添付し申請します。

申請に際しては、使用責任者(成人に限る)を選任する必要があります。

各地区の申請書提出日時及び提出場所は、【別表第1】に掲げる使用申請書提出に伴う日時及び場所となりますが、地区によって異なるため、詳細については、各地区実施委員会に連絡して確認ください。なお、連絡先については、スポーツ課において確認できます。(大和市役所文化スポーツ部スポーツ課 046-260-5762)

※使用責任者は、地区実施委員会の管理指導員として、使用団体及び使用施設の管理指導にあたります。また、施設使用後は、使用報告書に必要事項を記入し、地区実施委員会に提出していただきます。

(3) 登録の承認

スポーツ課は、地区実施委員会などから提出された書類に基づき、利用者登録(団体)手続きを行い、利用者登録を承認しようとするときは、「学校開放利用者登録決定通知書」により、申請者に通知をします。

(4) 登録の変更・抹消

利用者登録の承認を受けた者(団体)は、登録事項に変更等が生じた場合、速やかに「学校開放利用者登録変更申請書」を登録先の地区実施委員会に提出する必要があります。

登録事項の変更及び抹消は、次の通りです。

- ① 団体名、団体代表者や使用責任者が変わった場合
- ② 団体構成員数が変わった場合
- ③ 2年間以上学校開放を利用しない場合(抹消)

※学校開放を定期的に利用しなかった場合には、調査の上、スポーツ課において登録を抹消する場合があります。

(5) 利用者登録の有効期間

利用者登録の有効期間は、承認をした日から2年間となります。

更新を希望する場合には、有効期間満了の1カ月前までに、再度、「学校開放利用者登録申請書」に「学校開放利用者登録 団体構成員名簿」を添付し、申請が必要となります。

※全額減免されている利用者登録団体については、毎年1回「学校開放利用者登録 団体構成員名簿」の提出が必要です。(年度初めにスポーツ課からご案内いたします。)

(6) 登録団体が使用できる学校

登録団体が使用できる学校は、市内11地区のうち1地区に限ります。11地区とそれぞれの地区において使用できる学校は、【別表第1】のとおりです。

3. 使用許可等

(1) 使用許可

学校施設を使用する者(団体)は、大和市教育委員会宛に「学校開放施設使用申請書」により申請し、教育委員会の許可(使用許可)を受けなければなりません。

(2) 申請手続き

使用許可を受けようとする者(団体)は、団体登録した地区実施委員会に「学校開放施設使用申請書」を提出します。申請書は、各地区実施委員会より配布します。

申請書の提出期間は、使用日の属する月の前々月(2カ月前)で提出日時及び場所は、【別表第1】のとおりです。

ただし、渋谷中学校武道場の利用に係る申請については、使用日の属する月の前月の初日から5日前までとなります。

※渋谷中学校の武道場の利用については管理者が異なるため、登録や申請方法についてはスポーツ課までお問合せください。

(大和市役所文化スポーツ部スポーツ課 046-260-5762)

(3) 使用承認

スポーツ課は、地区実施委員会から使用申請書受領後、申請書類を確認し、施設使用の承認をするときは、申請者に「学校開放施設使用決定通知書」を送付します。

(4) 使用許可等の取り消し

次のような行為を行った場合、利用者登録を拒否し、又は、使用許可をしません。

- ① 虚偽の申請により利用者登録又は使用許可を受けたことが判明した場合
- ② 学校運営上支障が生じたとき(学校行事や学校施設工事など)
- ③ 管理上必要な条件に違反した場合
- ④ 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益になると認められた場合
- ⑤ 条例、条例施行規則に違反した場合
- ⑥ その他教育委員会が管理上支障があると認められた場合
 - ・政治(公職選挙法に基づく行為は除く)・宗教を目的とする行為
 - ・公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがある行為

また、学校開放は、学校教育に支障がない範囲で使用することを原則としていますので、使用許可後であっても災害時・学校行事・公的行事等の都合により、急きょ使用を中止または使用日を変更していただく場合がありますのでご了承ください。

(5) 使用予定の取り消し

- ① 利用団体の都合により、使用予定を取り消しする場合は、その理由もあわせて必ず地区実施委員会まで連絡してください。
- ② 校庭の保守のため、前日または当日雨天の場合には使用の取り消し、または中止させていただくことがあります。
- ③ 雨天等により、使用判断が難しい場合は、管理指導員が使用の判断をしますので、当日現地にて確認ください。
- ④ 使用取り消しの連絡を怠った場合、また使用料を納付せず校庭当日雨天の場合には今後の利用をお断りする場合があります。

(6) 使用にあたっての許可条件および遵守事項

- ①団体代表者及び使用責任者は、常に学校施設の善良な使用者としての責任を自覚し次のことを遵守すること
 - ・使用者の権利を他に譲渡しない
 - ・使用の目的以外に利用しない
 - ・使用に際し、火気は使用しない
 - ・自動車での来校は自粛し、やむを得ない場合は、相乗り等により極力台数を減らす。
 - ・学校敷地内への自動車の乗り入れは、決められた場所以外は禁止とし、安全走行するとともに無理な駐車をしない
 - ・自動車を学校の周辺道路には駐車しない
 - ・許可された施設以外への出入りはしない。
 - ・ごみ類（びん、かん類等）は、そのつど持ち帰る
 - ・体育館では、体育館専用のシューズを使用し、諸器具の運搬には、床、壁等の保護に注意する
 - ・小学校の校庭では、金属製スパイクを使用しない
 - ・使用後は整理、整頓、清掃、戸締り、整地、消灯（電源を切る事などを含む）、施錠をする
 - ・負傷の事故に対しては、使用団体の責任において適切な措置をとること
 - ・使用した施設、設備、器具等の破損については使用団体が速やかに原状に復する
 - ・学校関係職員に負担になること、迷惑になることは絶対に課してはならない
 - ・緊急その他やむを得ない場合を除き、外部から学校へ電話をかけない
 - ・騒音、暴力等、他人に迷惑となる行為をしない
 - ・ルールに基づきスポーツを行い、また危険な行為をしない
- ②つきみ野・鶴間・南林間・渋谷・下福田の各中学校は、ドクターヘリの臨時離着陸場に指定されています。使用中の団体は、救命活動の趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。
- ③大和市立学校施設使用条例施行規則及び大和市立学校運動施設使用に関する要綱を遵守すること。
- ④地震、台風等による災害で、本市から避難生活施設として開設された学校については、直ちに使用を中止してください。
- ⑤大和市路上喫煙の防止に関する条例第6条に基づき、学校敷地内及びその周辺地域は、路上喫煙禁止区域であるため、使用者による喫煙を禁止します。

以上の事項が守れないときは、団体登録が取り消される場合があります。

4. 使用料

(1) 使用料

施設／使用時間	9時から17時まで	17時から21時まで
体育館	1時間につき200円	1時間につき275円
武道場	1時間につき200円	1時間につき275円
校庭	1時間につき75円	

(2) 使用料の減免

中学生以下が構成員の過半数を占める登録団体の使用料は、全額減免(無料)となります。

(3) 使用料の納付

学校開放施設の使用を承認した団体には、「学校施設使用決定通知書」とあわせて「納入通知(納付書)」を送付します。

納入期限は、使用日の5日前までとなっておりますので、期限までに金融機関(郵便局不可)にお支払ください。

※使用日の5日前が土・日・祝日の場合は、その前日が納入期限となります。

※スポーツ課窓口でも納入可能ですが、お釣りのないようにご協力をお願いします。

(4) 使用料の還付基準

- ①学校行事または天候等、使用者の責任によらない理由により使用することができない場合
- ②使用5日前までに取り消しを地区実施委員会に申し出た場合
- ③荒天等の理由で、使用前日または当日に取り消しを地区実施委員会に申し出て、スポーツ課が正当の理由であると認めた場合

(5) 使用料の還付申請

地区学校開放実施委員会から「学校開放施設使用還付申請書」と「請求書」を団体代表者あてに送付しますので、必要事項を記入し、「既納の使用料の領収書」を添えて、期限までにスポーツ課へ提出してください。(郵送可)

5. 使用種目

(1) 各学校別学校開放使用種目

対象となる活動に伴う各学校別学校開放使用種目については、【別表第2】のとおりです。

なお、使用種目に関して、使用できる種目を変更する場合がありますので、新規登録団体はあらかじめスポーツ課にお問い合わせください。

6. その他

(1) スポーツ傷害保険等の加入

使用団体は、スポーツ事故救済のため、スポーツ傷害保険等に加入してください。

(2) 使用に伴う自己負担

施設に整備されている用具以外の用具及び消耗品は、自己負担してください。

【別表第1】

11 地区内に所在する学校及び使用申請書提出場所

地区名	使用できる学校	提出日時	提出場所	
大和北	北大和小学校 つきみ野中学校 鶴間中学校	毎月最終日曜日 10時～16時	つきみ野中学校内 管理指導室	
中央林間	中央林間小学校 緑野小学校	毎月最終土曜日 10時～正午	中央林間連合自治会館	
南林間	林間小学校 南林間小学校 南林間中学校	毎月最終日曜日 19時～20時	南林間自治会連合会会館	
西鶴間	西鶴間小学校 大野原小学校	毎月最終日曜日 10時～正午	西鶴間小学校内 管理指導室	
大和	大和小学校 大和中学校	毎月第4日曜日 10時～正午	大和小学校内 管理指導室	
草柳	草柳小学校 文ヶ岡小学校	毎月最終日曜日 10時～正午	草柳小学校内 管理指導室	
深見	深見小学校 大和東小学校 光丘中学校	毎月最終日曜日 午前10時	深見小学校内 管理指導室	
柳橋	柳橋小学校 引地台小学校 引地台中学校	毎月最終日曜日 午前10時まで	柳橋小学校内 管理指導室	
桜丘	桜丘小学校 福田小学校 上和田中学校	毎月最終土曜日 9時～17時	桜丘小学校内 管理指導室	
渋谷東	渋谷小学校 上和田小学校 渋谷中学校	毎月25日 17時まで	渋谷小学校・校庭	管理指導室
			渋谷小学校・体育館	体育館内ポスト
			上和田小学校	体育館横 小屋のポスト
			渋谷中学校	管理指導室
渋谷西	下福田小学校 下福田中学校	毎月第4土曜日 9時～16時	下福田小学校内 管理指導室	

【別表第2】

各学校別学校開放使用種目

学 校 別	開 放 種 目	
	校 庭	体 育 館、武 道 場
北 大 和 小	ソフトボール、少年野球、サッカー、 陸上競技、運動会、 グラウンド・ゴルフ、レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、卓球、 剣道、空手、軽スポーツ、ミニバス ケ、その他室内種目
中央林間小	ソフトボール（練習）、少年野球、 サッカー、陸上競技、運動会、 グラウンド・ゴルフ、レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、剣道、 空手、軽スポーツ、ミニバスケ、 その他室内種目
緑 野 小	ソフトボール（練習）、少年野球、 サッカー、陸上競技、運動会、 グラウンド・ゴルフ、レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、卓球、 剣道、空手、軽スポーツ、ミニバス ケ、その他室内種目
林 間 小	ソフトボール、少年野球、サッカー、 陸上競技、運動会、 グラウンド・ゴルフ、レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、卓球、 剣道、空手、軽スポーツ、ミニバスケ その他室内種目
南 林 間 小	少年ソフトボール、少年サッカー、 陸上競技、運動会、 グラウンド・ゴルフ、レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、卓球、 剣道、空手、軽スポーツ、ミニバスケ その他室内種目
西 鶴 間 小	ソフトボール（練習）、サッカー、 陸上競技、運動会、 グラウンド・ゴルフ、レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、卓球、 剣道、空手、軽スポーツ、ミニバスケ その他室内種目
大 野 原 小	少年ソフトボール、少年サッカー、 陸上競技、運動会、 グラウンド・ゴルフ、レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、卓球、 剣道、空手、軽スポーツ、ミニバスケ その他室内種目
大 和 小	ソフトボール、少年野球、サッカー、 陸上競技、運動会、 グラウンド・ゴルフ、レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、卓球、 剣道、空手、軽スポーツ、ミニバスケ その他室内種目
草 柳 小	ソフトボール、少年野球、サッカー、 陸上競技、運動会、 グラウンド・ゴルフ、レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、剣道、 空手、軽スポーツ、ミニバスケ、 その他室内種目
文ヶ岡小	ソフトボール(練習)、少年野球(練習)、 サッカー、陸上競技、運動会、 グラウンド・ゴルフ、レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、剣道、 空手、軽スポーツ、ミニバスケ、 その他室内種目

学 校 別	開 放 種 目	
	校 庭	体 育 館、武 道 場
深 見 小	少年ソフトボール、少年野球（練習）、少年サッカー、陸上競技、運動会、グラウンド・ゴルフ、レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、卓球、剣道、空手、軽スポーツ、ミニバスケット、その他室内種目
大 和 東 小	少年ソフトボール、少年野球、少年サッカー、陸上競技、運動会、グラウンド・ゴルフ、レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、卓球、剣道、空手、軽スポーツ、ミニバスケット、その他室内種目
柳 橋 小	少年ソフトボール、少年野球、少年サッカー、陸上競技、運動会、グラウンド・ゴルフ、レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、卓球、剣道、空手、軽スポーツ、ミニバスケット、その他室内種目
引地台小	ソフトボール、少年野球、サッカー、陸上競技、運動会、グラウンド・ゴルフ、レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、卓球、剣道、空手、軽スポーツ、ミニバスケット、その他室内種目
桜 丘 小	ソフトボール、少年野球、サッカー、陸上競技、運動会、グラウンド・ゴルフ、レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、卓球、剣道、空手、軽スポーツ、ミニバスケット、その他室内種目
福 田 小	ソフトボール、少年野球、サッカー、陸上競技、運動会、グラウンド・ゴルフ、レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、卓球、剣道、空手、軽スポーツ、ミニバスケット、その他室内種目
渋 谷 小	ソフトボール、少年野球、サッカー、陸上競技、運動会、グラウンド・ゴルフ、レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、卓球、剣道、空手、軽スポーツ、ミニバスケット、その他室内種目
上 和 田 小	ソフトボール（練習）、少年野球（練習）、サッカー、陸上競技、運動会、グラウンド・ゴルフ、レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、卓球、剣道、空手、軽スポーツ、ミニバスケット、その他室内種目
下 福 田 小	ソフトボール（練習）、少年野球、サッカー、陸上競技、運動会、グラウンド・ゴルフ、レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、卓球、剣道、空手、軽スポーツ、ミニバスケット、その他室内種目

学 校 別	開 放 種 目	
	校 庭	体 育 館、武 道 場
つきみ野中	野球、ソフトボール、サッカー、運動会 、陸上競技、バスケットボール（練習） 、テニス（1面）、グラウンド・ゴルフ、 レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、卓球、 剣道、空手、柔道、軽スポーツ、 バスケットボール、その他室内種目
鶴 間 中	ソフトボール、サッカー、運動会 陸上競技、バスケットボール（練習） グラウンド・ゴルフ、レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、卓球、剣 道、空手、軽スポーツ、バスケットボ ール、その他室内種目
南 林 間 中	野球、ソフトボール、サッカー、運動会 陸上競技、バスケットボール（練習） テニス（2面）、グラウンド・ゴルフ、 レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、卓球、 剣道、空手、軽スポーツ、 バスケットボール、その他室内種目
大 和 中	野球、ソフトボール、サッカー 運動会、陸上競技、テニス（1面） バレーボール（2面） グラウンド・ゴルフ、レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、卓球、 剣道、空手、軽スポーツ、 バスケットボール、その他室内種目
光 丘 中	野球、ソフトボール、サッカー 運動会、陸上競技、テニス（2面） グラウンド・ゴルフ、レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、卓球、 剣道、空手、柔道、軽スポーツ、 バスケットボール、その他室内種目
引 地 台 中	野球、ソフトボール、サッカー、運動会 陸上競技、テニス（2面）、バレーボール （2面）グラウンド・ゴルフ、レクリエ ーション他	バレーボール、バドミントン、卓球、 剣道、空手、軽スポーツ、 バスケットボール、その他室内種目
上 和 田 中	ソフトボール、少年野球、サッカー 運動会、陸上競技、バスケットボール テニス（1面）、バレーボール（1面） グラウンド・ゴルフ、レクリエーション他	バレーボール、バドミントン、卓球、 剣道、空手、軽スポーツ、 バスケットボール、その他室内種目
渋 谷 中	野球、ソフトボール、サッカー 運動会、陸上競技、バスケットボール（練 習）、グラウンド・ゴルフ、レクリエーション 他	バレーボール、バドミントン、卓球、 剣道、空手、柔道、バスケットボール その他室内種目（武道場については、 バレーボール、バスケットボール等の 種目はできません。）
下 福 田 中	野球、ソフトボール、サッカー、運動会 陸上競技、バスケットボール（練習） テニス（1面）、グラウンド・ゴルフ、レク リエーション他	バレーボール、バドミントン、剣道、 剣道、空手、柔道、軽スポーツ、バス ケットボール、その他室内種目

平成19年	4月1日	制 定
平成19年	10月1日	一部改正
平成20年	4月1日	一部改正
平成21年	4月1日	一部改正
平成22年	4月1日	一部改正
平成23年	4月1日	一部改正
平成24年	4月1日	一部改正
平成25年	4月1日	一部改正
平成26年	4月1日	一部改正
平成27年	4月1日	一部改正
平成28年	4月1日	一部改正
平成29年	4月1日	改 正